平成２３年（フ）第１７７号
福井市和田１丁目１番28号　シャルム和田301
破産者　大畠　公一
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
福井市二の宮４丁目31番13号　ファミーユ黒葉Ⅱ302号
破産者　町井　謹也
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２５号
名古屋市緑区砂田１丁目215番地　パレスＮＲ201号、開始決定時の住所名古屋市天白区平針南１丁目2001番地　ロイヤルマンション平針台203号
破産者　赤帽岡本サービスこと　岡本　善木
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８７号
名古屋市中村区松原町２丁目29番地の２　サンパティーク松原305号
破産者　藤本　憲克
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７０７号
名古屋市名東区社が丘３丁目1713番地　エレガンスⅡ203号、開始決定時の住所名古屋市名東区豊が丘406番地
破産者　道具屋田中商店こと　田中　　学
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７０８号
名古屋市名東区社が丘３丁目1713番地　エレガンスⅡ203号、開始決定時の住所名古屋市名東区豊が丘406番地
破産者　田中美奈子
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４５２号
神戸市須磨区磯馴町６丁目１番28号
破産者　渡邊　文雄
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２１号
兵庫県三木市志染町西自由が丘１丁目118番地
破産者　垂井　祐一
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２２号
兵庫県三木市志染町西自由が丘１丁目118番地
破産者　垂井　明子
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４号
兵庫県姫路市飾磨区下野田１丁目146番地出屋敷ハイツＦ－１号、申立時の住所兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古368番地
破産者　木藤商店こと　木藤　康男
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１０５号
兵庫県姫路市飾磨区下野田１丁目146番地出屋敷ハイツＦ－１号、申立時の住所兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古368番地
破産者　木藤千代美
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４１９号
兵庫県姫路市御立西６丁目８番８－２号ディオフォルム御立Ａ－２、従前の住所兵庫県姫路市書写1070番地１市営書写東住宅５棟105号
破産者　岩竹　美幸
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１６７６号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台10番地２
破産者　小早川由姫美（旧姓白坂）
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１号
熊本市島町４丁目12番18号
破産者　丸山　恭子
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８９号
青森市はまなす２丁目12番20号
破産者　畑山　一夫
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７号
新潟市秋葉区荻島３丁目９番12号、開始決定時の住所新潟県新発田市五十公野6876番地１
破産者　竹内美代造
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部